

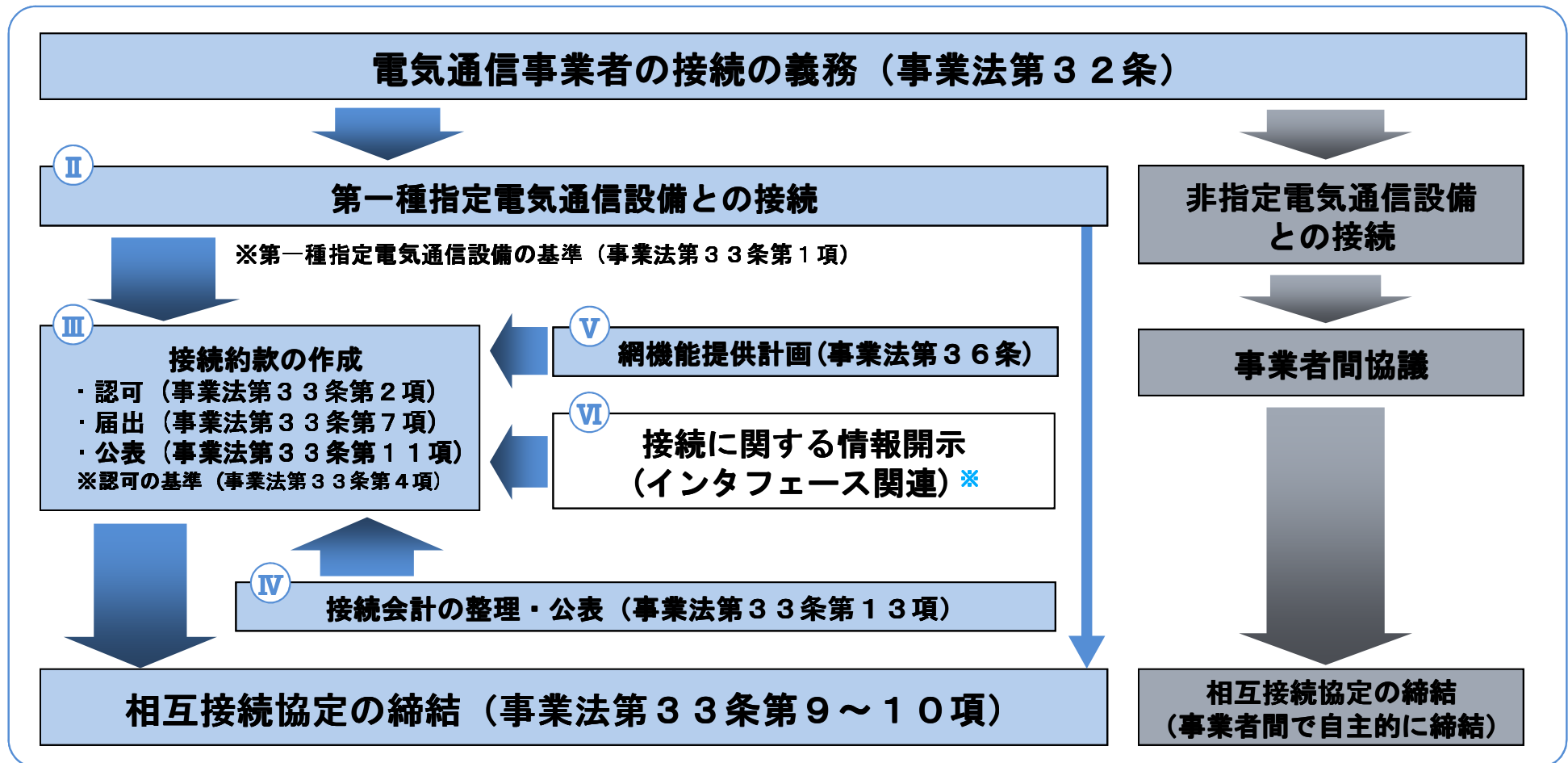
# 第1章

---

## 接続ルールと当社の取り組み

# I 接続ルール（電気通信事業法）の概要

電気通信事業者が守るべきルールである電気通信事業法、事業法施行規則について相互接続に関する部分をまとめており、特に重要な部分については原文を抜粋して記載しています。また、接続約款の記載内容をご紹介するために目次の一覧を掲載しています。



※事業法第33条第15項（努力義務規定）に基づく自主的な情報開示

## I-1 接続の基本的ルールの法制化

現在の相互接続に関するルールについては、「接続の基本ルール」の法制化（1997年11月施行）及びその後の「接続の基本ルールの見直し」の法制化（2001年11月施行）等に基づき形成されてきたものです。

- 電気通信事業者の相互接続義務
- 接続条件の約款化（料金表含む）
- 接続約款案の公表と意見招請※
- 接続約款の公表義務
- 接続約款に基づいて相互接続協定を締結
- 接続会計規則の制定※
- 接続会計報告書の作成・公表
- 接続料規則の制定※
- 接続料規則に則った接続料金の算定
- 網機能提供計画の届出及び公開

（注1）下線は第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に関して適用される特別なルール

（注2）※は総務省実施

## II 接続の義務と第一種指定電気通信設備の範囲

### 電気通信事業法

#### 接続の義務（第32条）

- 全ての電気通信事業者にその設置する電気通信回線設備との接続の義務をルール化  
〈接続を拒否し得る正当な理由〉
  - (1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
  - (2) 自社の利益を不当に害するおそれがあるとき
  - (3) その他総務省令で定める正当な理由があるとき

#### 第一種指定電気通信設備の指定（第33条第1項）

- 指定の目的  
他の電気通信事業者の電気通信設備との接続による利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達
- 指定の単位  
電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域
- 指定の範囲  
総務省令で定める割合を超える加入者回線及びこれと一体として設置する設備で総務省令で定めるものの総体

### 事業法施行規則

#### 接続の請求を拒める正当な理由（第23条）

- (1) 他事業者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること
- (2) 接続に応ずるための設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること

#### 方法（第23条の2第1項）

告示 ※平成13年11月30日（総務省告示第723号）  
当該事業者への通知

#### 単位（第23条の2第2項）

都道府県の区域（原則）

#### 割合（第23条の2第3項）

固定端末系伝送路設備について、2分の1

#### 第一種指定電気通信設備の範囲（第23条の2第4項）

- (1) 交換等設備
- (2) 伝送路設備
- (3) 情報の管理、役務の制御及び端末の認証等を行うための設備
- (4) 前3号の他、交換等設備、伝送路設備又は端末設備であって、接続が利用者の利便向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの

## Ⅲ 接続条件の約款化（接続約款の作成・公表）

第一種指定電気通信設備との相互接続に関する条件を明らかにした接続約款を作成しています。また接続に関する料金や接続条件の作成・変更に際しては、総務大臣への認可申請後、情報通信行政・郵政行政審議会を通じて広く意見を求める手続きを経ることとされており、公正性・透明性が確保されています。

### 接続約款の主な内容

#### 【法令に規定された事項】

- 標準的な接続箇所における技術的条件
- 機能ごとの接続料
- 事業者間の責任に関する事項
- 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別
- 接続協定の締結及び解除の手続き
- コロケーションに係る事項
- 接続までの標準的な期間
- 利用者に対して負うべき責任に関する事項
- 重要通信の取扱方法

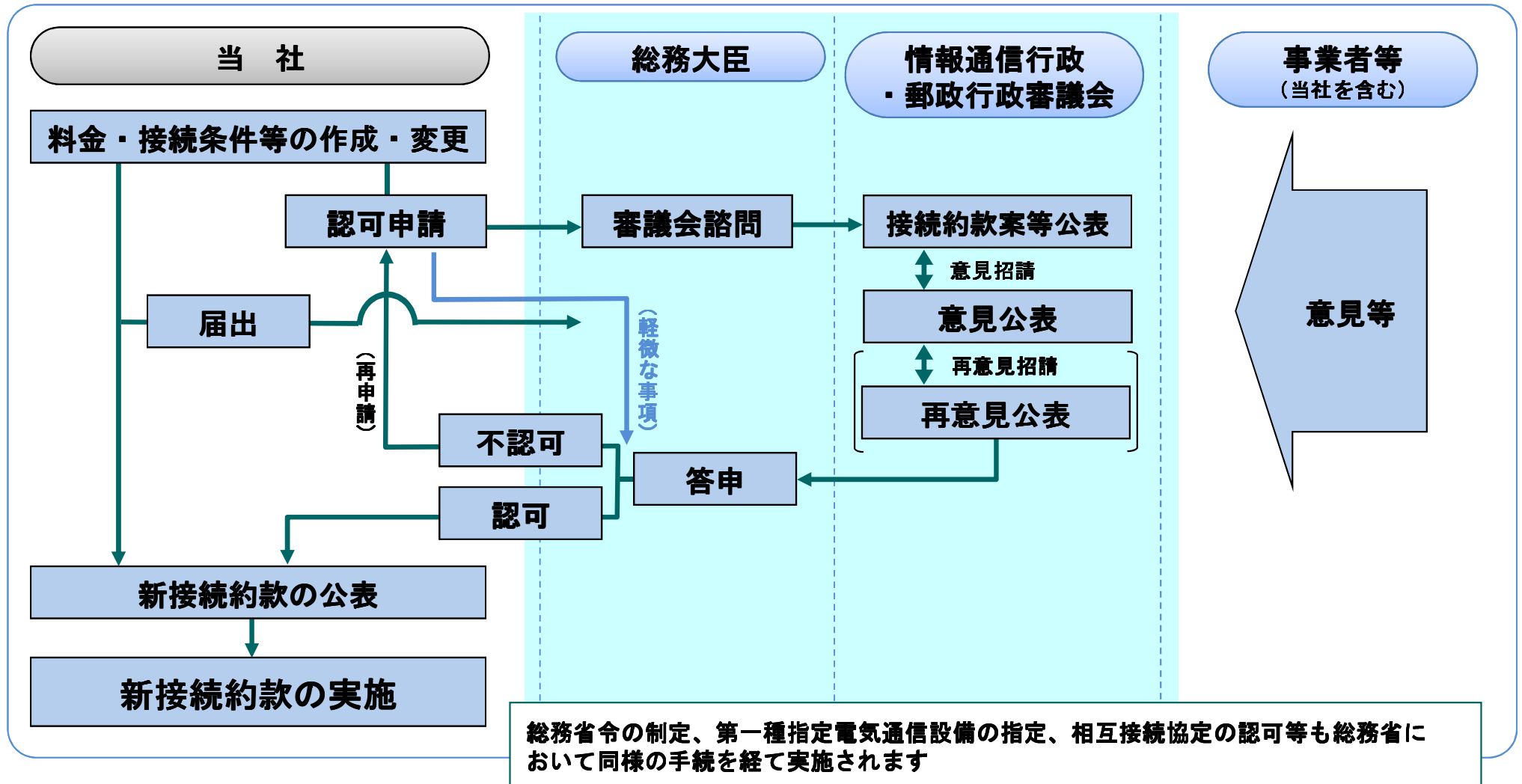
- 協議が調わないときのあっせん又は仲裁による解決方法
- 接続の手続き及び算定根拠に関する情報の提供

#### 【その他接続に関して必要な事項】

- 接続の申し入れ手順等手続的な事項
- 経過措置に係る事項

### Ⅲ 接続条件の約款化（接続約款の作成・公表）

接続に関する料金や接続条件の作成・変更は、情報通信行政・郵政行政審議会を通じて広く意見を求め議論をするオープンな手続で実施され、透明性が確保されています。



# (参考) 接続約款の目次一覧 ①

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款(平成11年東相制第99-2号)実施 平成11年7月1日

第1章 総則(第1条～第4条)

第2章 接続する設備の範囲(第5条～第10条)

第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き

第10条の2 事前照会

第10条の3 相互接続点の調査及び設置申込み

第10条の4 相互接続点の設置

第10条の5 接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り

第10条の6 相互接続点を当社の通信用建物と異なる場所に設置する場合の取扱い

第10条の7 相互接続点を設置する場所の確保

第10条の8 準用

第2章の3 削除

第10条の9から第10条の12まで 削除

第10条の13 電柱添架の申込み

第10条の14 電柱添架に係る立会い

第3章 協定の締結手続き等

第1節 事前調査

第11条 事前調査の申込み

第11条の2 準用

第12条 事前調査の受付及び順番

第13条 事前調査の回答

第2節 ソフトウェア開発費の適正性に関する協議

第14条 ソフトウェア開発費の適正性に関する協議の申込み等

第15条 ソフトウェア開発費の適正性に関する協議

第3節 削除

第16条から第20条まで 削除

第4節 接続申込み

第21条 接続申込み

第22条 接続申込みの承諾

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

第23条 接続用設備の設置又は改修の申込み

第24条 申込みに必要な資料の提出

第25条 接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾

第26条 個別建設契約の締結

第27条 接続用設備の設置又は改修の変更等

第28条 完成通知

第29条 その他の接続用設備の設置又は改修の申込み

第6節 接続用ソフトウェアの開発の申込み

第30条 接続用ソフトウェアの開発の申込み

第31条 接続用ソフトウェアの開発の承諾

第32条 接続用ソフトウェア開発契約の締結

第33条 接続用ソフトウェアの開発の中止

第34条 準用

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き

第34条の2 一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み

第34条の3 一般光信号中継回線の接続

第34条の4 光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み

第34条の5 光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り

第34条の6 光信号引込等設備の取扱い

第34条の7 特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み

第34条の8 一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査

第34条の9 異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み

第34条の10 光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み

第34条の11 支障移転等を行う場合の取扱い

第34条の12 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算

第34条の13 複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い

第7節 瑕疵

第35条 瑕疵

第8節 当社の電気通信設備又はソフトウェアの更改又は利用中止

第36条 当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改

第36条の2 協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等

第36条の3 個別管理対象設備の除却又は転用

第9節 その他の工事等の請求

第37条 その他の工事の請求

第37条の2 DSL回線の回線調整工事

第37条の3 換算線路長に係る利用制限が設けられているDSL回線の設置等の請求

第37条の4 光信号端末回線の回線調整等工事

第3章の2 一括申込み

第37条の5 一括申込み

第4章 標準的接続期間(第38条～第39条)

第5章 協定の締結・解除等(第40条～第46条)

第6章 責務(第47条～第53条の2)

第7章 接続形態(第54条)

第8章 重要通信の取扱方法(第55条～第58条)

第9章 接続等の一時中断、停止及び中止(第59条～第61条の2)

第10章 料金等(第62条～第82条)

第11章 技術的条件(第83条)

第12章 損害賠償(第84条～第88条)

第13章 利用者への責任に関する事項(第89条～第94条)

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い(第95条～第95条の5)

第14章の2 あっせん又は仲裁による解決

第95条の6 あっせん又は仲裁による解決

第14章の3 削除

第95条の7 削除

第15章 協定事業者の契約者の契約者回線番号等の電話帳掲載及び番号案内(第96条～第97条)

第16章 雑則(第98条～第101条)

## (参考) 接続約款の目次一覧 ②

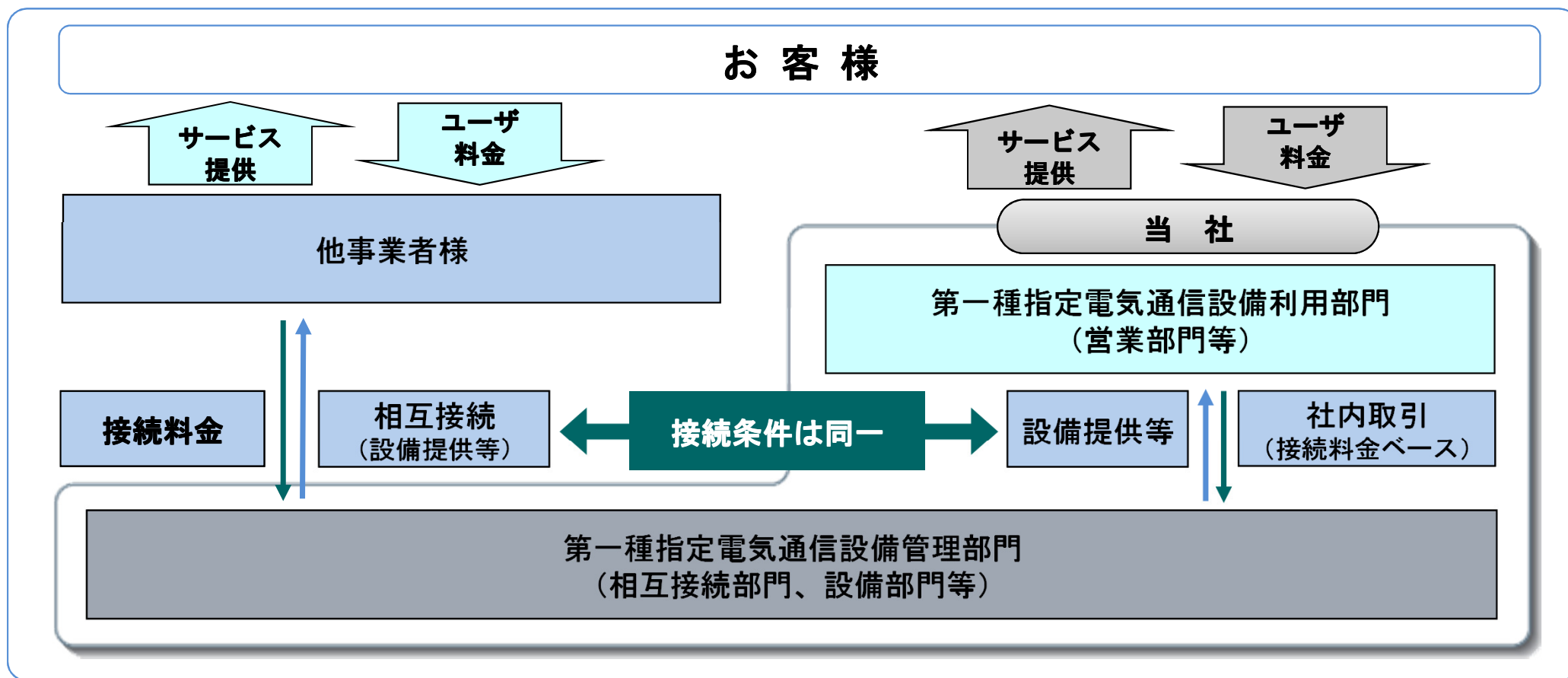
料金表					
通則					
第1表 接続料金					
第1 網使用料					
第2 網改造料					
第2表 工事費及び手数料					
第1 工事費					
第2 手数料					
第2表の2 建設請負契約に基づく負担額					
第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額					
第1 通信用建物に係る負担額					
第2 とう道又は管路に係る負担額					
第3 電柱に係る負担額					
第4表 光信号引込等設備に係る負担額					
第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額					
第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額					
技術的条件集					
第1章 通則					
第2章 形態別技術的条件					
第1節 形態1-1 削除					
第2節 形態1-2 端末回線線端接続インタフェース(電話サービス契約約款を準用したインタフェース)					
第3節 形態1-3 端末回線線端接続インタフェース(総合デジタル通信サービス契約約款を準用したインタフェース)					
第4節 形態1-4 端末回線線端接続インタフェース(専用線用インタフェース)					
第4節の2 形態1-5 端末回線線端接続インタフェース(DSL用インタフェース)					
第4節の3 形態1-6 端末回線線端接続インタフェース(光信号端末回線用インタフェース)					
第4節の4 形態1-7 端末回線線端接続インタフェース(IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース)					
第4節の5 形態1-8 端末回線線端接続インタフェース(き線点近傍の電柱等の端子盤接続インタフェース(DSL用インタフェース))					
第4節の6 形態1-9 端末回線線端接続インタフェース(IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース)					
第5節 形態2 削除					
第5節の2 形態2-2 削除					
第5節の3 形態2-3 端末回線接続インタフェース(光信号伝送装置接続インタフェース)					
第5節の4 形態2-4 端末回線接続インタフェース(光信号電気信号変換装置接続インタフェース)					
第6節 形態3-1 削除					
第7節 形態3-2 加入者交換機接続インタフェース(MF用インタフェース)					
第8節 形態3-3 加入者交換機接続インタフェース(多数事業者間接続用インタフェース)					
第9節 形態4-1 削除					
第10節 形態4-2 削除					
第11節 形態4-3 中継交換機接続インタフェース(M用インタフェース)					
第12節 形態4-4 削除					
第13節 形態4-5 削除					
第14節 形態4-6 中継交換機接続インタフェース(多数事業者間接続用インタフェース)					
第15節 形態4-7 削除					
第16節 形態5 専用線接続インタフェース					
第16節の2 形態5-2 専用線接続インタフェース(IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース)					
第17節 形態6-1 削除					
第18節 形態6-2 信号網接続インタフェース(加入者交換機高度サービス個別接続用インタフェース)					
第18節の2 形態6-3 信号網接続インタフェース(加入者交換機高度サービス接続用インタフェース)					
第19節 形態7 番号案内データベース接続インタフェース					
第19節の2 形態7-2 NPS交換機接続インタフェース					
第20節 形態8 サービス制御統括局接続インタフェース					
第21節 形態9 端末回線MDF接続インタフェース(DSL用インタフェース)					
第22節 形態10 ISM折返し接続インタフェース					
第23節 形態11 端末回線加入者交換機接続インタフェース					
第24節 形態12 光信号端末回線接続インタフェース					
第25節 形態13 一般光信号中継回線接続インタフェース					
第25節の2 形態13-2 特別光信号中継回線接続インタフェース					
第26節 形態14 ISP接続用ルータ接続インタフェース(IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース)(PPPoE方式)					
第26節の2 形態14-2 ISP接続用ルータ接続インタフェース(IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース)(IPoE方式)					
第27節 形態15 収容局ルータ接続インタフェース(IP通信網収容局ルータ接続インタフェース)					
第28節 形態16 中継局セルリレー接続インタフェース					
第29節 形態17 一般中継局ルータ接続インタフェース(IP通信網一般中継局ルータ接続インタフェース)					
第30節 形態18 削除					
第31節 形態19 中継局イーサネット接続インタフェース					
技術的条件集別表					
別表					
1 接続により提供する機能					
2 接続形態					
3 様式					
4 違約金					
5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額					
附則					

(平成29年5月22日現在)



## IV 接続会計

接続会計は、当社の第一種指定電気通信設備の管理運営及びその接続、提供を行う部門（第一種指定電気通信設備管理部門）と、第一種指定電気通信設備を接続料金（アクセスチャージ）ベースで利用してユーザーサービスを提供する部門（第一種指定電気通信設備利用部門）とに区分してそれぞれの収支状況等を明確化するとともに、アンバンドルされた接続料の算定に必要な基礎データを提供するため、第一種指定電気通信設備をそのまま階梯または用途に応じて細分化した設備区分単位のコスト把握を行うこととした会計制度です。



# V 網機能提供計画

## (電気通信事業法)

## (電気通信事業法施行規則)

### 網機能提供計画の届出 (第36条第1項)

・届出対象  
 第一種指定電気通信設備の機能（総務省令で定めるものを除く）の変更又は追加の計画

・届出時期  
 当該工事の開始の日の総務省令で定める日数前までに総務大臣へ届出

・届出項目  
総務省令に定めるところによる

### 届出を要しない網機能 (第24条の5)

- 1 プログラム又はデータを書き換える機能
- 2 トラヒック測定機能
- 3 課金機能、料金計算法機能（事業者間精算機能を除く）
- 4 監視機能、制御機能（他事業者に影響を及ぼさないもの）
- 5 公衆電話の料金を即時に収納するための機能
- 6 指定電気通信設備を設置する事業者の特定の業務の部門のみに接続する機能（113等）
- 7 利用者が端末から利用条件を設定、変更するための機能（カスタマコントロール機能）
- 8 番号案内機能（他事業者との接続機能を除く）

### 届出時期 (第24条の2)

原則	90日前
例外	
・届出た計画の変更の届出、 他事業者様要望の機能の届出など	40日前
・勧告に基づく計画の変更の届出	7日前
・円滑な接続に支障が生ずることを 防止するためにやむを得ないと 総務大臣が認める場合	総務大臣が別に定める200日以内の日数

### 工事の開始の日の変更手続き (第24条の2)

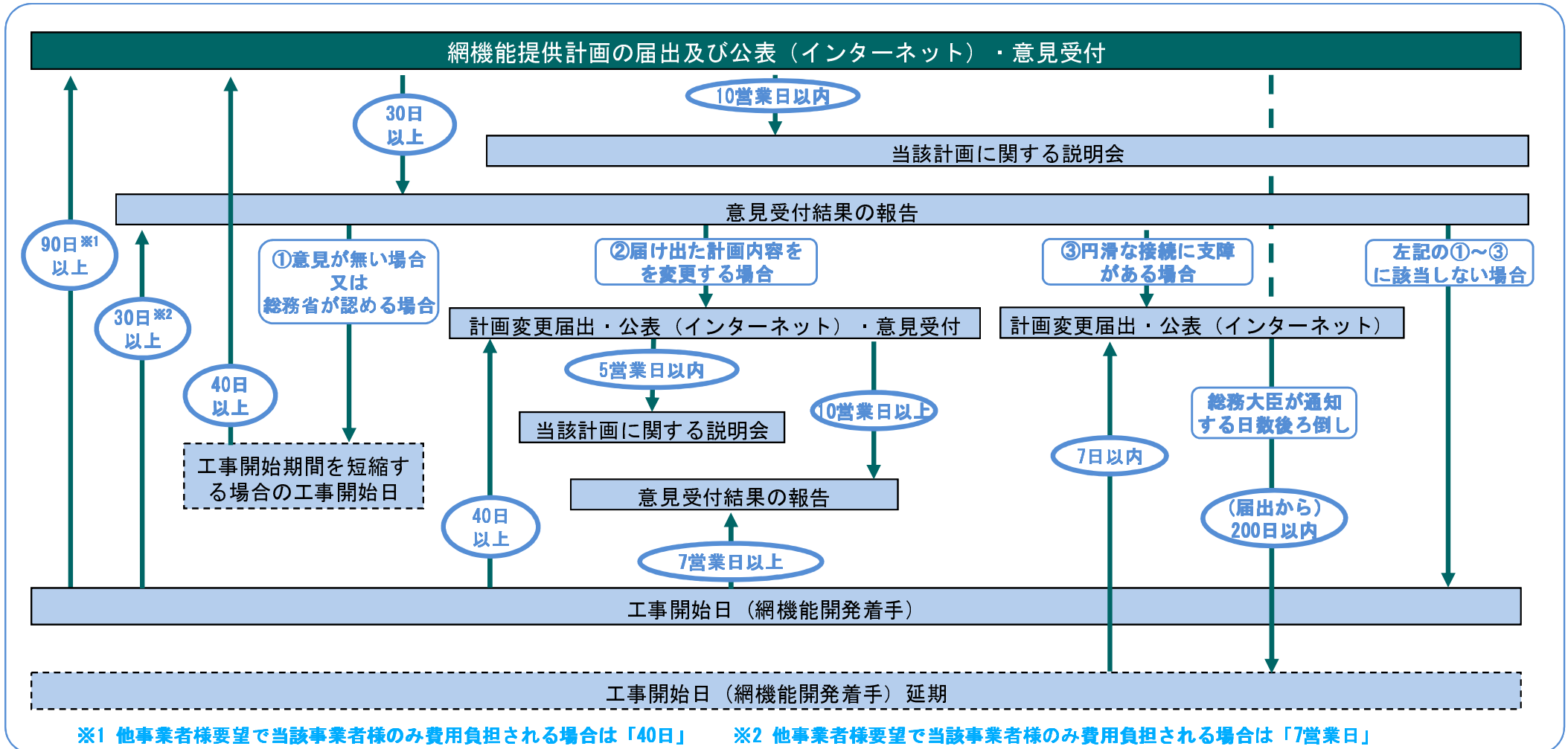
インターネット公表後30日間の意見受付期間内に、他事業者様より要望・意見がない場合又はその他総務省の承認を得た場合は、工事の開始日の変更（前倒し）をすることがある。

### 届出項目・様式 (第24条)

機能の内容、提供条件、インターフェース、費用負担の有無及びその概算、提供予定時期等を所定の様式に記載

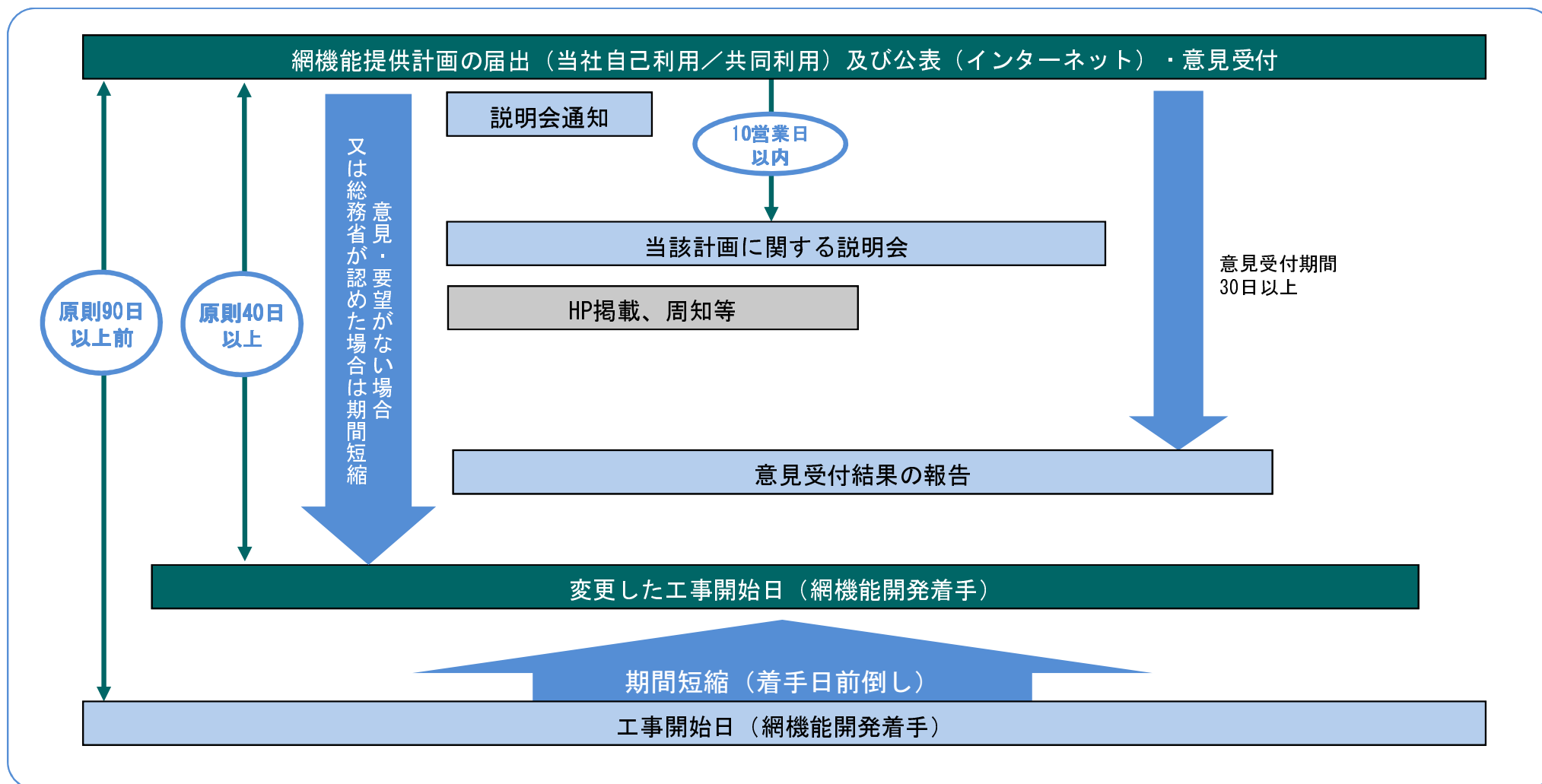
## V-1 網機能提供計画の届出・公表

当社では、従来より相互接続条件に影響を及ぼす可能性があると思われる網機能の追加・変更にあたっては「網機能公示」を自主的に実施し、サービス開発に関する事業者間での公平性の確保に努めてまいりましたが、接続ルールでは指定電気通信設備の機能の変更・追加の計画について、原則「網機能提供計画」として総務大臣へ届出、公表することが義務付けられています。  
(2019年3月省令改正を反映しております)



## V-2 公表期間短縮（工事の開始の日の変更）

工事開始の90日前に網機能提供計画の届出が原則として義務付けられていますが、新サービスの早期提供の観点から、届け出た計画の公表（インターネット）後30日以上意見受付期間内に他事業者様よりご要望・ご意見がない場合又は円滑な接続に支障の防止のため総務省が認めた場合は、工事の開始日の変更前倒しをおこなう場合があります。



## (参考) 網機能提供計画届出項目一覧①

回数		計画番号	機能の概要
平成9年度	第1回届出分 (H10.2.6届出)	H9-1	通信開始前のメッセージ蓄積状況と、通信中に音声蓄積装置等から受信したメッセージ登録通知、及びメッセージ消去通知とから、通信終了時の利用者へのメッセージ蓄積状況の通知方法を選択する機能。
		H9-3	輻輳制御機能に以下の内容を盛り込む。 (1) 出回線群単位で輻輳検出及び制御を行う (2) 遠隔指示により回線の一部を閉塞する (3) 輻輳制御済みの情報を送受信する (4) 留保回線数を変更する (5) ダイヤル情報の末尾を判定しサービス制御局 (NSP) へのアクセスを制御する
平成10年度	第1回届出分 (H10.5.29届出)	H10-1	ユーザ・網インタフェースとして10/100BASE-T、FDDIでユーザの端末と接続し伝送する機能。
	平成11年11月30日 公表分	H10-他1	端末回線線端接続 (活用型P用) の発信時及び着信時において、発信電話番号を通知できない呼について非通知理由を呼設定 (SETUP) メッセージに設定し、送受信する機能。
		H10-他2	端末回線線端接続 (活用型P用) の着信時において、呼設定 (IAM) メッセージに設定された転送元番号、転送理由を呼設定 (SETUP) メッセージに設定し、送信する機能。
		H10-他3	端末回線線端接続 (活用型P用) の着信時において着信転送を行う場合、呼設定 (IAM) メッセージに新たに着信転送情報、転送元番号等を設定し、送信する機能。
	第2回届出分 (H10.6.24届出)	H10-2	通信状態 (Bチャネルの使用/空き) に関わらずユーザ間情報 (UUI) を送信する機能。
H10-3		着信先が通信中の場合、発信加入者から通信中監視登録を行うことにより、着信先の通信状態 (通信中/空き) を監視し、空きを確認した時点で発信加入者へその旨を通知する機能。	
H10-4		発信加入者へ着信先の空きを確認したことを通知した場合、発信加入者から簡易なダイヤル操作を行うことにより、着信先へ再発信を行う機能。	

回数		計画番号	機能の概要
平成10年度	第3回届出分 (H10.9.1届出)	H10-5	共通線信号 (ISUP) 長がメッセージ転送部 (MTP) で転送可能な最大信号長 (272オクテット) を超えた場合、信号を分割・送信し、受信・再組立する機能。
	第4回届出分 (H10.9.18届出)	H10-6	共通線信号をATMインタフェースで送受信する機能。
	第5回届出分 (H10.12.24届出)	H10-7	加入者交換機において、利用者回線毎に設定されている通話区分毎の接続事業者情報により事業者を選択して接続を行う機能。
		H10-8	ユーザ網インタフェースとして10Base-Tインタフェースで接続を行い、網間インタフェースとしてATM (STM-1) インタフェースで接続を行い、データ信号 (IPパケット) を多重・集線及び振り分けを行い、伝送する機能。
	第6回届出分 (H11.2.18届出)	H10-9	アドレス信号 (IAMメッセージ) に設定されたユーザ間情報通知サービスのユーザ・ユーザ情報が通信網内で廃棄された場合に、アドレス完了信号 (ACMメッセージ) により発交換機に対して通知する手段を電信電話技術委員会 (TTC) で規定された手順に機能を変更する。
		H10-10	発交換機において、着交換機が呼経過信号 (CPGメッセージ) に設定した事業者間料金精算方式に関わるパラメータを受信可能とする。
平成11年度	第1回届出分 (H11.6.8届出)	H11-他1	サービス制御局から接続先の番号を取得する。この場合、取得した接続先の番号が再度別のサービス制御局へ問い合わせを指示する番号である場合、前位交換機に当該番号を通知し回線を開放する機能。また取得した番号に基づきサービス制御局に再度問い合わせを行う機能
		H11-他2	端末回線線端接続 (活用型P用) において、接続に関する管理及び制御機能に以下の機能を追加する。 ・ 1 PHS番号毎に複数の通信状態を管理する機能 ・ 1 PHS番号に対する同時接続数の管理を行い、最大同時接続数以内で接続を許容する機能 ・ 公衆用基地局からの指示により、ハンドオーバーの許容/規制を管理し、制御する機能

## (参考) 網機能提供計画届出項目一覧②

回数	計画番号	機能の概要
平成11年度	第2回届出分 (H11.7.15届出)	東H11-1 (東H11-1 変へ)
		東H11-2
	第2回変更届出分 (H11.12.2届出)	東H11-1 変
	第3回届出分 (H12.3.3届出)	東H11-3
平成14年度	第1回届出分 (H14.12.20届出)	東H14-他1

回数	計画番号	機能の概要
平成17年度	第1回届出分 (H17.7.14届出)	東H17-1
	第2回届出分 (H17.9.13届出)	東H17-2

着側交換機において、発事業者情報または発加入者番号により、サービス制御局へ情報要素の問い合わせを行い、サービス制御局のデータベースから取得した情報を着信加入者回線へ通知する。  
また、転送呼では転送元交換機において、必要となる発事業者情報を、転送先の着側交換機まで通知可能とする。

着側交換機において、サービス制御局へ問い合わせを行い、サービス制御局からの指示により当該着信呼の転送を行う機能、及び当該転送呼が接続できない場合は、再度サービス制御局へ問い合わせを行いサービス制御局からの指示により次の転送先へ接続を行う機能

着側交換機において、発加入者番号により、サービス制御局へ情報要素の問い合わせを行い、サービス制御局のデータベースから取得した情報を着信加入者回線へ通知する。

発側加入者交換機で、利用者回線から指示される事業者識別番号ではなく、交換機に設定されている異なる事業者識別番号により接続を行う場合のその旨の利用者回線への通知機能において、他事業者網へ接続する場合は、接続先事業者の交換機へ当該接続を行った旨の情報を通知するよう機能を変更。

端末回線線端接続（活用型P用）において、以下の機能を追加する。  
①PHS事業者独自網からNTT東日本網へハンドオーバーした場合にその通信を継続させる機能  
②NTT東日本網からPHS事業者独自網へ復帰した場合に、NTT東日本網の回線を切断する機能  
③PHS端末着信時の接続処理において、公衆用基地局からの信号をISUP信号に変換しインチャネル上で情報伝達等を可能にする機能

(1) [二重番号解消機能] 一般番号ポータビリティの網間接続において、従来より移転先ユーザ毎に移転先を特定する番号に書き換えてルーティングしているが、二重番号解消に資するため、移転先を特定する番号に代わって移転先ユーザを収容する交換機等を特定する番号に書き換えてルーティングすることを可能とする。また、当該番号とともに移転元の番号（ディレクトリ番号）を付加する。  
(2) [網間リダイレクション機能] 一般番号ポータビリティの網間接続において、回線再設定を希望する前位事業者（発信事業者又は中継事業者）については、移転元事業者から移転先を示す番号情報を取得することにより、移転先事業者への回線設定を起動することを可能とする。

携帯電話の番号ポータビリティの網間接続において、以下の機能を追加する。  
[網間リダイレクション機能]  
携帯電話の番号ポータビリティの網間接続において、回線再設定能力がある旨の通知を行い、携帯事業者網からの番号ポータビリティユーザの情報に基づき、回線再設定を実行する。

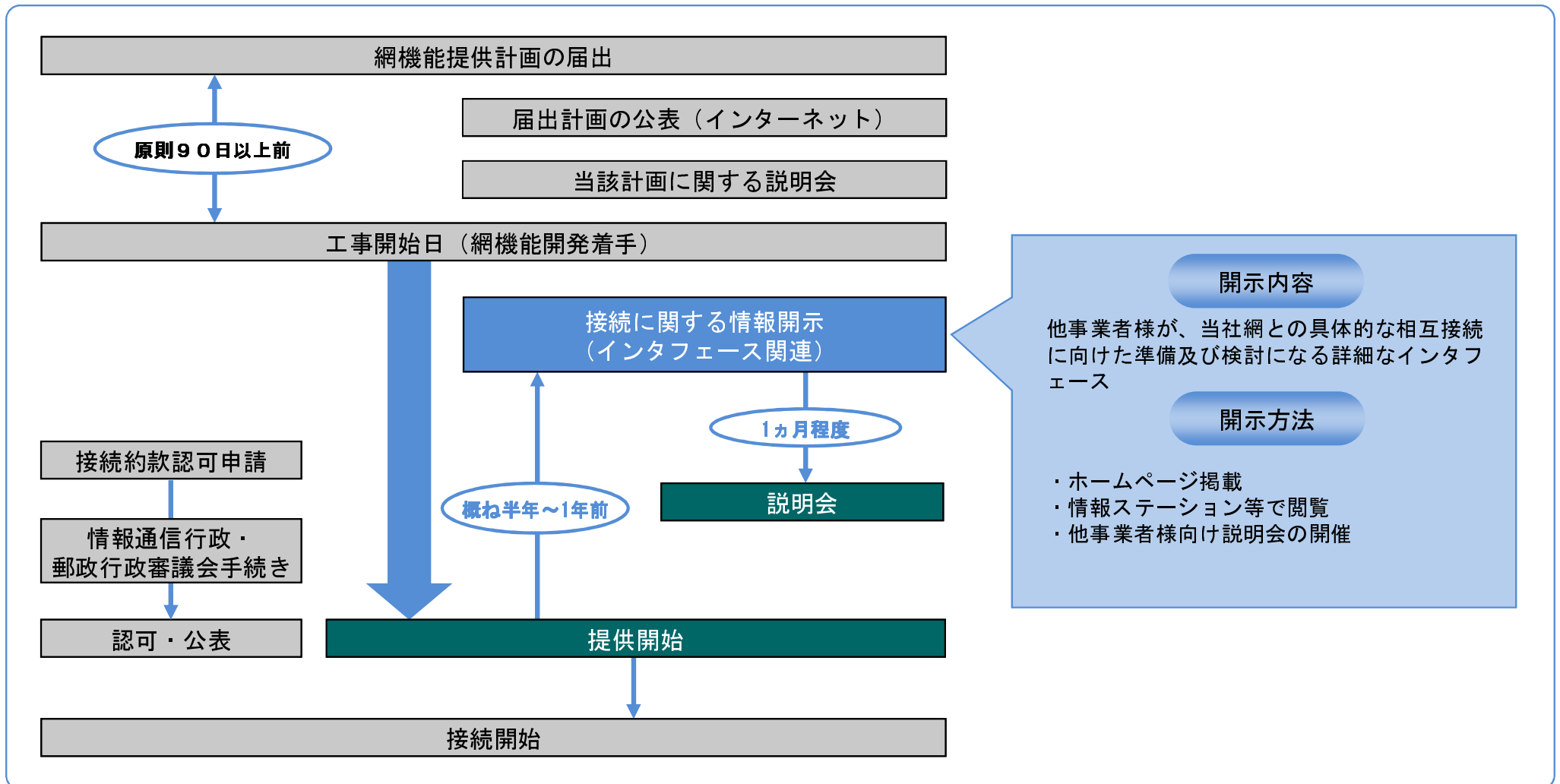
## (参考) 網機能公示の実施

平成7年6月より網機能公示を着実に実施し、同時に他事業者様向けの説明会を開催してきました。

第1回 平成7年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1995年度第3四半期以降に開発着手する網機能及び開発着手済みの網機能（全18項目）</li> </ul>
第2回 平成7年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オープンコンピュータネットワークの網機能（専用線UNI相当）</li> <li>・ 市内交換機接続インタフェース機能 [対応信号用（一般接続）]</li> </ul>
第3回 平成8年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オープンコンピュータネットワークの網機能（高速データ伝送）</li> <li>・ 加入者回線接続インタフェース機能 [加入電話サービス用]</li> </ul>
第4回 平成8年6月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内交換機接続インタフェース機能 [準対応信号網構成用（一般接続）]</li> <li>・ 信号網接続インタフェース機能 [回線非対応信号用（共通部）]</li> </ul>
第5回 平成8年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ATM専用サービス接続インタフェース機能</li> </ul>
第6回 平成9年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続先指示機能</li> </ul>
第7回 平成9年7月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信号網接続インタフェース機能 [回線非対応信号用（市内交換機機能）]</li> </ul>
第8回 平成9年9月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市外交換機接続インタフェース機能 [第二種事業者用]</li> <li>・ デジタルアクセス1500サービス接続インタフェース機能</li> </ul>
第9回 平成9年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帯域共用型ATMインタフェース機能</li> </ul>

## VI 接続に関する情報開示（インタフェース関連）

当社の第一種指定電気通信設備との接続にあたって新しいインタフェースが必要となる場合については、サービス開始の概ね半年～1年前に「接続に関する情報開示」として自主的にインタフェースを開示しております。また、相互接続の開始にあたり、順次接続約款に追加しています。





## (参考) 接続に関する情報開示 (インタフェース関連)

回数	開示番号	インタフェース	インタフェース機能の概要	
平成10年度	第1回 (平成10年 11月27日)	H10-1-1	加入者交換機接続インタフェース(多数事業者間インタフェース)	加入者交換機接続において、接続する電気通信事業者の通信事業形態によらず、共通的に適用可能な接続インタフェース
		H10-1-2	中継交換機接続インタフェース(多数事業者間インタフェース)	中継交換機接続において、接続する電気通信事業者の通信事業形態によらず、共通的に適用可能な接続インタフェース
	第2回 (平成11年 3月3日)	H10-2-1	伝送装置間インタフェース(新SDHインタフェース)	他の電気通信事業者の伝送装置とNTTの加入者交換機の伝送装置、中継交換機の伝送装置、専用回線ノード装置の伝送装置との接続箇所にて接続を行うための伝送装置間インタフェースについて、国際標準に準拠した規定の追加・変更を行ったインタフェース
		H10-2-2	帯域保証型VC接続ATMインタフェース	ATM方式において、帯域を保証したVCで接続するインタフェース
		H10-2-3	B-ISUPシグナリングインタフェース	ATM方式による接続において、呼/コネクション制御等を行うインタフェース
平成11年度	第1回 (平成11年 5月20日)	H11-1-1	共通線信号網ATMインタフェース	現在の信号プロトコルにおけるMTP1、2、3に相当する部分に、TTC標準の広帯域ISDN(B-ISDN)信号プロトコルを適用した共通線信号網接続ATMインタフェース ※網機能提供計画(H10-6)関連
		H11-1-2	IP通信用接続ATMインタフェース	データ信号(IPパケット)を多重・集線し、接続するATM(STM-1)インタフェース ※網機能提供計画(H10-8)関連
	第2回 (平成11年 6月14日)	H11-2-1	加入者交換機高度サービス接続インタフェース	(1) SCPからの指示に従い、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う機能メニュー (2) SCPからの指示に従い、順方向接続の切断、要求された課金情報の設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う機能メニュー (3) SCPからの指示に従い、複数の暫定接続の捕捉、要求された課金情報の設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う機能メニュー

回数	開示番号	インタフェース	インタフェース機能の概要		
平成12年度	第2回 (平成13年 3月19日)	東 H12-1-1	超高速専用回線ノード装置インタフェース(SONET)	(4) SCPからの指示に従い、2つの呼セグメントの解放、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う機能メニュー (5) SCPからの指示に従い、呼セグメントの解放、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、指示された接続先への接続を行う機能メニュー (6) SCPからの指示に従い、呼セグメントの解放、複数の暫定接続の捕捉、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、指示された接続先への接続を行う機能メニュー (7) SCPからの指示に従い、順方向接続の切断、複数の暫定接続の捕捉、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、指示された接続先への接続を行う機能メニュー ※NTT網機能に関する公示(H9-1-2)関連	
		東 H12-1-2	超高速専用回線ノード装置インタフェース(SDH)	他の電気通信事業者の電気通信設備とNTT東日本の超高速専用回線ノード装置との接続箇所にて接続を行うためのアメリカ規格協会(ANSI)標準に準拠したインタフェース。(OC-3/OC-12/OC-48)	
	平成13年度	第1回 (平成14年 3月5日)	東 H13-1-1	新超高速専用回線ノード装置インタフェース(SONET)	他の電気通信事業者の電気通信設備とNTT東日本の超高速専用回線ノード装置との接続箇所にて接続を行うためのアメリカ規格協会(ANSI)標準に準拠したインタフェース。(OC-3/OC-12/OC-48)
			東 H13-1-2	新超高速専用回線ノード装置インタフェース(SDH)	他の電気通信事業者の電気通信設備とNTT東日本の超高速専用回線ノード装置との接続箇所にて接続を行うためのアメリカ規格協会(ANSI)標準に準拠したインタフェース。(STM-1/STM-4/STM-16)

## Ⅶ 電気通信事業法 ①

### 参考

### 電気通信事業法（抜粋）

（電気通信回線設備との接続）

- 第三十二条 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。
- 一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
  - 二 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
  - 三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

（第一種指定電気通信設備との接続）

- 第三十三条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、全国の区域を分けて電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用者の電気通信設備（移動端末設備（利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。次条第一項において同じ。）を除く。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置されるすべての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該区域において当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。
- 2 前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第一種指定電気通信設備」という。）を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額（以下この条において「接続料」という。）及び他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件、電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別その他の接続の条件（以下「接続条件」という。）について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
  - 3 前項の認可を受けるべき接続約款に定める接続料及び接続条件であつて、その内容からみて利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定めるものは、同項の規定にかかわらず、その認可を要しないものとする。
  - 4 総務大臣は、第二項（第十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項、第六項、第九項、第十項及び第十四項において同じ。）の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第二項の認可をしなければならない。
    - 一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。
      - イ 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件
      - ロ 総務省令で定める機能ごとの接続料
    - ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項
    - ニ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別

ホ イからニまでに掲げるもののほか、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

- 二 接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。
- 三 接続条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。
- 四 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 5 前項第二号の総務省令で定める方法（同項第一号口の総務省令で定める機能のうち、高度で新しい電気通信技術の導入によつて、第一種指定電気通信設備との接続による当該機能に係る電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られると認められるものとして総務省令で定める機能に係る接続料について定めるものに限る。）は、第一種指定電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合に当該第一種指定電気通信設備との接続により当該第一種指定電気通信設備によつて提供される電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該第一種指定電気通信設備に係る費用を勘案して原価を算定するものでなければならない。
- 6 総務大臣は、第二項の認可を受けた接続約款で定める接続料が第四項第二号に規定する原価に照らして不適当となつたため又は当該接続約款で定める接続条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となつたため公共の利益の増進に支障があると認めるときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款の変更の申請すべきことを命ずることができる。
- 7 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、その設置する第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料及び接続条件であつて、第三項の総務省令で定めるものについて接続約款を定め、その実施前に総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 8 総務大臣は、前項（第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た接続約款で定める接続料又は接続条件が公共の利益の増進に支障があると認めるときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。
- 9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二項の規定により認可を受け又は第七項（第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た接続約款（以下この条において「認可接続約款等」という。）によらなければ、他の電気通信事業者との間において、その設置する第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。
- 10 前項の規定にかかわらず、認可接続約款等により難い特別な事情があるときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務大臣の認可を受けて、当該認可接続約款等で定める接続料及び接続条件と異なる接続料及び接続条件（第二項に規定する接続料及び接続条件に該当するものにあつては、第四項各号（第一号イ及びロを除く。）のいずれにも適合しているものに限る。）のその設置する第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更することができる。

## Ⅶ 電気通信事業法 ②

### 参考

### 電気通信事業法（抜粋）

- 1 1 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、認可接続約款等を公表しなければならない。
- 1 2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、当該第一種指定電気通信設備との接続に係る第四項第一号口の総務省令で定める機能ごとに、通信量又は回線数その他総務省令で定める事項（第十四項において「通信量等」という。）を記録しておくなければならない。
- 1 3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第一種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。
- 1 4 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第五項に規定する接続料にあつては第二項の認可を受けた後五年を超えない範囲内で総務省令で定める期間を経過することにより、それ以外の接続料にあつては前項の規定により毎事業年度の会計を整理したときに、通信量等の記録及び同項の規定による会計の整理の結果に基づき第四項第二号の総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものとするために、接続料を再計算しなければならない。
- 1 5 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者がその電気通信設備と第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な情報の提供に努めなければならない。
- 1 6 第一項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定の日以後最初に第二項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」とあるのは、「前項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に、総務大臣に対し、認可の申請をしなければならない。」とする。
- 1 7 第一項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定の日以後最初に第七項の規定により総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」とあるのは、「第一項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に、総務大臣に届け出なければならない。」とする。
- 1 8 第一項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する電気通信事業者が、第十六項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該電気通信事業者が認可の申請をした接続約款に対する総務大臣の認可があつた日又は前項の規定により読み替えて適用する第七項の規定により当該電気通信事業者が接続約款を届け出た日のいずれか遅い日（以下この項において「起算日」という。）に既に締結している他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に関する協定のうち当該新たに指定をされた電気通信設備との接続に関するものについては、第九項の規定は、起算日から起算して三月間は、適用しない。

（第一種指定電気通信設備との接続に係る機能の休止及び廃止の周知）

第三十三条の二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備との接続に係る前条第四項第一号口の総務省令で定める機能を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて当該機能を利用するものに対し、その旨を周知させなければならない。

（第二種指定電気通信設備との接続）

- 第三十四条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備（総務省令で定める移動端末設備をいう。以下この項において同じ。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信業務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信業務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。
- 2 前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第二種指定電気通信設備」という。）を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
  - 3 総務大臣は、前項（第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。
    - 一 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき。
    - 二 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき。
    - 三 電気通信業務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき。
    - 四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。
    - 五 他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであるとき。
    - 六 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであるとき。
  - 4 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二項（第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。
  - 5 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二項の規定により届け出た接続約款を公表しなければならない。
  - 6 第一項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定の日以後最初に第二項の規定により総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」とあるのは、「前項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に、総務大臣に届け出なければならない。」とする。

## Ⅶ 電気通信事業法 ③

### 参考

### 電気通信事業法（抜粋）

7 第一項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する電気通信事業者が、前項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該電気通信事業者が接続約款の届出をした日（以下この項において「届出日」という。）に現に締結している他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に関する協定のうち当該新たに指定をされた電気通信設備との接続に関するものについては、第四項の規定は、届出日から起算して三月間は、適用しない。

（電気通信設備の接続に関する命令等）

- 第三十五条 総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し当該他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備と当該電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該協定の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあつたときは、第三十二条各号に掲げる場合に該当すると認めるとき及び第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、当該他の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとする。
- 2 総務大臣は、前項に規定する場合のほか、電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあつた場合において、その接続が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、他の一方の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。
- 3 電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当該電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。
- 4 前項に規定する場合のほか、第一項又は第二項の規定による命令があつた場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について、当事者間の協議が調わないときは、当事者は、総務大臣の裁定を申請することができる。
- 5 総務大臣は、前二項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。
- 6 総務大臣は、第三項又は第四項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。
- 7 第三項又は第四項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。
- 8 第三項又は第四項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があつたことを知った日から三月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。
- 9 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。
- 10 第三項又は第四項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができない。

（第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画）

- 第三十六条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備の機能（総務省令で定めるものを除く。）の変更又は追加の計画を有するときは、総務省令で定めるところにより、その計画を当該工事の開始の日の総務省令で定める日数前までに総務大臣に届け出なければならない。その届け出た計画を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により届け出た計画を公表しなければならない。
- 3 総務大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、その届け出た計画の実施により他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、その計画を変更すべきことを勧告することができる。